

川内原発稼働差止仮処分即時抗告決定についての声明

福岡高裁宮崎支部は、本日、九州電力川内原発1・2号機の稼働差止仮処分の即時抗告審において、差止めを認めない決定をした。これは、本年3月9日の大津地裁での高浜原発3・4号機の運転禁止仮処分の発令とは正反対の決定である。

本日の決定は、以下のように述べている。

- ① 基準地震動の策定について平成17年から23年までの間に全国の原発敷地において基準地震動を超過する地震が5件発生していても地域の特性等の考慮が不十分だったというにとどまり、新規制基準における基準地震動の定めが不合理だということではできない。
- ② 火山の噴火の時期及び規模についての適格な予測は困難であることが現時点での科学水準であることを認めながら、破局的噴火は約1万年に1回であり、極めて低頻度で歴史時代に経験していないような自然災害については考慮されないのが実情であり、そのリスクは無視しうるとするのが社会通念である。
- ③ 周辺住民の避難等は、避難計画の策定等も含めて基本的に市町村の責務であり、原子力災害対策を原発の設置・運転に関する規制の対象とするか否かは立法政策に属するもの。当該避難計画が合理性ないし実効性に欠くものであるとしても、その一事をもって人格権の侵害のおそれがあるとはいえない。

これらに共通する特徴は、福島第一原発事故の甚大な被害を正面から見据えないこと、及び、福島第一原発事故を引き起こしたものが「専門家」を含む原子カムラが作り出した「原発安全神話」であったことを直視しないことである。そして、地震学・火山学等の科学の限界を見据えてそれを安全側に考えていく、すなわちフクシマを二度と起こしてはいけないのであれば、①・②のような判断にはならないはずである。

さらに、③の判断は、深層防護の考え方をきちんと理解していないところからしか生まれないものである。

私たちは、本日の決定は、フクシマ後のわが国の原発においては明らかに誤った決定と考えるものであり、原発の差止めを求めて勝つまで闘う決意である。

2016年4月6日

原発なくそう九州玄海訴訟原告団・弁護団